

解 決 事 項

一、解雇手当は日分を支給スルコト

但し一ヶ月の給料に食費手当等を加へる類ノ事ナラバ
給料中ニ休業金手当ヲ入ルコト

二、賞与一人十五圓支給

但し賞与ヲ受クキ資格者ハ一ヶ年以ノ勤続者タルコト

三、争議参加人員ノ解雇

以、争議費、争議団ノ負担

五、解決後、補充配達ニ對シテ是ノ業ハ脅迫ニ出ラサルコト

六、本月分給料ハ支店配属ノモノハ三ヶ月前迄本店属ノモノハ三ヶ月前迄